

技術資料作成上の留意事項

工事番号：平成29年度国改修第2号

工事名：四日市地区千歳運河緑地護岸整備工事

評価項目一覧及び各様式等に記載されている事項の補足説明と、技術資料の作成方法及び提出資料は次のとおりです。

1 技術資料に関する共通事項

(1) 評価方法

ア 全ての評価項目を提案してください。

以下の場合、入札公告3(3)により入札に参加できません。

- ・入札公告別表で指定するすべての技術資料が提出されていない場合
- ・様式3の指定する欄に配置予定技術者の氏名が記入されていない場合

イ 各評価項目の実績等は、当該工事の入札公告日を基準として評価します。

ウ 技術資料の審査は、開札後に落札候補者となった者のみ行います。(以下「事後審査」といいます。)

エ 事後審査で、各様式の記載内容が確認資料で確認できない場合は、追加で確認資料の提出を求めることがあります。ただし、技術資料(確認資料を含む)の差替は認めません。

オ 事後審査で、各様式の記載内容が確認資料で確認できない評価項目は、評価基準の最下位の評価とします。

カ 「公共機関等」とは、国の機関、地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体)、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人)をいいます。

キ 入札参加者が特定建設共同企業体である場合は、構成員の代表者を評価します。

(2) 作成方法

ア 各様式は、A4版とします。

イ 文字サイズは、10ポイント以上とします。

ウ 各様式には、貴社名を記載してください。

エ 自己評価した内容が確認できる資料を提出してください。

オ 技術資料届出書を表紙にして、以降は各様式を様式番号順に並べてください。ISO認証の写しやコリンドの写しなどの確認資料は巻末に添付してください。

カ 様式の加工及び修正等は、行わないでください。なお、様式の内容が公告した内容と異なる評価項目や配点となっていた場合、その項目は評価基準の最下位の評価とします。

2 加算点申告書(様式1)

(1) 評価方法

ア 加算点申告書(様式1)とその他様式の記載内容に不整合がある場合は、加算点申告書(様式1)の内容を採用して審査します。

イ 記載された内容と事実と相違が認められた場合、事実に合わせて評価します。

ウ 加算点の下方修正はしますが、上方修正はしません。

(2) 記述方法

- ア 「各評価項目の自己評価」欄の黄色のセルは、数値を直接入力すると「自己加算点」が表示されます。
- イ 「各評価項目の自己評価」欄の橙色のセルは、該当する項目を選択するとその「自己加算点」が表示されます。
- ウ 配置予定技術者を複数届出する場合は、「配置予定技術者の工事实績」、「資格保有状況」及び「CPDの取組実績」の加算点合計が最も低い技術者について、記載してください。ただし、設定のない項目を除きます。

3 企業の能力等

(1) 本店等所在地

- ア 本店と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる県内企業は、様式2に本店の住所を記載してください。
- イ 「本店及び建設業法上の主たる営業所」の所在地に変更があった場合は、次のとおりとします。
 - (ア) 所在地の評価方法は、以下の1) 2) のとおりとします。
 - 1) 公告の前月から36か月前までの期間のうち、公告月に近い「18か月以上連続した所在地」を評価の対象とします。
 - 2) 所在地を変更した月は、変更前の期間に含まれます。
 - (イ) 所在地の変更日及び旧所在地を様式2に記載してください。
 - (ウ) 所在地の変更を確認できる資料（許可行政庁の受付印がある建設業許可の変更届出書などの写し）を提出してください。

【所在地の評価方法】

	(か月前)																																									
評価期間	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	公告					
↓																																										
【例1】	← 18か月以上 →																																									
変更前所在地	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																							公告
変更後所在地																			変更	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	公告					
【例2】																																										
変更前所在地	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																										公告
変更後所在地																			変更	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	公告		
	← 18か月以上 →																																									

(2) 公共施設美化活動実績

- ア 公共施設美化活動の活動実績の報告（届出）書の写しを提出してください。
- イ 貴社が美化活動に参加しているが、その活動の申請者でない場合は、美化活動の申請者による活動証明書（貴社の美化活動への参加が確認できるもの）を提出してください。

(3) 災害協定の評価

- ア 「災害協定1の実績あり」に該当する場合は、運用協定活動証明書の写しを提出してください。（別紙4-1参照）
- イ 「災害協定2」の「四日市市、菰野町、朝日町若しくは川越町との防災協定」は、

「建設業のための広場」で公開している「平成30年度経営事項審査申請の手引き」に記載された防災協定とします。

ウ 「災害協定2」の「三重県との防災協定」は、次のものとします。

協定名	所管部局名	協定締結者	協定内容
地震災害等応急復旧用仮設橋に関する協定	県土整備部	(一社)日本橋梁建設協会、三重県	仮設橋の確保
災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括協定書	県土整備部	(一社)日本建設業連合会中部支部、国土交通省中部地方整備局、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、静岡市、浜松市、名古屋市、三重県	地震・大雨等の異常な自然現象による公共土木施設の災害又は事故による被害の拡大防止と被災施設の早期復旧の緊急的な応急対策の支援
災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定	環境生活部	(一社)三重県産業廃棄物協会、三重県	災害時に発生するがれき等の撤去、収集・運搬及び処分の協力
災害時の応援業務に関する協定	防災対策部	(一社)三重電業協会、三重県	災害発生時における電気設備の被災状況調査、障害物の除去、応急対策工事その他必要な電気設備に関する応急業務
災害時における電気設備の応急対策に関する協定	防災対策部	三重県電気工事業工業組合、三重県	災害時における県施設、避難所等の電気設備の点検、機能維持、復旧支援
災害時における応急対策業務に関する協定	防災対策部	(一社)三重県管工事工業協会、三重県	災害時における空調設備及び衛生設備の点検及び緊急的な復旧作業
船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定	防災対策部	(公社)中部小型船安全協会、三重県	大規模地震等が発生した場合また発生するおそれのある場合における、海上における船舶による輸送等の業務にかかる協力

エ 「災害協定2の実績あり」に該当する場合は、協定書等の写しや加入証明書（別紙4-2参照）の写しを提出してください。ただし、協定書等に記載の住所と「三重県建設工事等入札参加資格者名簿」と住所が異なる場合は、建設業許可や変更にかかる資料の写しも提出してください。

(4) 次世代育成支援活動実績

ア 就業規則等に育児休業制度に関する項目、対象となる労働者の範囲、取得に必要な手続き、育休期間、育児休業中の賃金の支払いの有無などが規定されている場合に評価の対象とします。

イ 就業規則等の写しを提出してください。ただし、育児休業の規定などを別に設けている場合は、その写しも提出してください。（別紙1参照）

(5) 男女共同参画活動実績

- ア 入札公告日が、労働局の受付日以降かつ計画期間に含まれている場合に評価の対象とします。
- イ 入札公告日が計画期間であっても、一般事業主行動計画策定届が労働局に受理されていない場合は、評価基準の最下位の評価とします。
- ウ 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定届の写しを提出してください。(別紙2参照)

(6) 障がい者雇用実績

- ア 法律により障がい者雇用が義務付けられている企業の場合
 - (ア) 法定雇用率を達成している場合に評価します。
 - (イ) 当該工事の入札公告日において、職業安定所に提出した最新の障害者雇用状況報告書(別紙3参照)の写しを提出してください。
- イ 法律により障がい者雇用が義務付けられていない企業の場合
 - (ア) 障がい者雇用の有無により評価します。
 - (イ) 短時間労働者(所定労働時間20時間以上30時間未満)の障がい者のみの雇用でも評価の対象とします。
 - (ウ) 雇用している障がい者の障害者手帳の写しを提出してください。
 - (エ) その者の常時雇用(3ヶ月以上)が確認できる書類(保険証の写し又は賃金台帳の写しなど)も併せて提出してください。

(7) 環境マネジメントシステムの認証(ISO14001、M-EMS)

- ア 認証機関の登録証等の写しを提出してください。
- イ 入札参加者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料も提出してください。

(8) 企業の工事实績

- ア 評価対象工事の「コリンズ登録番号」及び「工事名称」を様式2に記載してください。
- イ 評価対象工事のコリンズの写しを提出してください。
- ウ コリンズの写しで評価対象工事であることが確認できない場合は、契約書の写しなど工事内容が確認できる資料も提出してください。
- エ 評価項目一覧における「評価対象工事」は、入札公告における競争参加資格の「同種工事」とは異なりますので、注意してください。

(9) 工事成績

- ア 「四日市港管理組合若しくは三重県の工事評定点」を申告する場合
 - (ア) 申告する評定点を新評定点・旧評定点の別に様式2へ記載してください。
 - (イ) 様式2で計算した申告工事成績点を加算点申告書(様式1)の【申告工事成績点】欄に記載してください。
 - (ウ) 記載した全ての評定点の工事成績認定書の写し及びその工事が土木一式工事であることが分かる資料(コリンズの写し、入札公告の写しなど)を提出してください。
 - (エ) 次のいずれかに該当する評定点は、それぞれの評定点を6点減算します。
 - 【四日市港管理組合の評定点の場合】
平成29年3月31日以前に完成検査を行った場合
 - 【三重県の評定点の場合】
 - ・平成28年9月30日以前に完成検査を行った評定点
 - ・平成28年9月30日以前に部分完成(出来高)検査で採点を行い、平成28年10月1日以降に完成検査を行った評定点(一覧表参照)

<旧評定点を含む場合の申告工事成績点の計算例>

93点(旧)、91点(旧)、85点(新)、82点(新)の4件の場合

$$\begin{aligned} \text{申告工事成績点} &= \frac{n \text{ 件の評定点の合計} + 75}{n + 1} \\ &= \frac{(93 - 6) + (91 - 6) + 85 + 82 + 75}{4 + 1} \\ &= 82 \text{ 点 (小数点以下切り捨て)} \end{aligned}$$

平成28年9月30日以前の部分完成(出来高)検査にて採点し、平成28年10月1日以降の完成検査の案件一覧表

No	執行機関名称	施工番号	工事名称
1	四日市建設事務所	427-06917	平成27年度 国補道改・地連国第1一分0032号 一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(潤田高架橋下部工)工事その1
2	四日市建設事務所	427-06693	平成27年度 国補道改・地連国第1一分0026号 一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(潤田高架橋下部工)工事その2
3	北勢流域下水道事務所	427-03747	平成27年度 国補北勢南部低率第1306-2分0005号 北勢沿岸流域下水道(南部処理区) 南部浄化センター第2期建設事業護岸工事(その4)
4	北勢流域下水道事務所	427-03744	平成27年度 国補北勢南部低率第1306-2分0004号 北勢沿岸流域下水道(南部処理区) 南部浄化センター第2期建設事業護岸工事(その3)
5	四日市建設事務所	427-06782	平成27年度 国補道改・地連国第1一分0027号 一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(函渠工)工事その6
6	四日市建設事務所	427-06894	平成27年度 国補道改・地連国第1一分0031号 一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(函渠工)工事その7
7	四日市建設事務所	427-06728	平成27年度 国補道改・地連国第1一分0033号 一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(潤田高架橋下部工)工事その3
8	北勢水道事務所	427-02366	平成27年度 四期改良第40一分0006号 あかつ配水池築造工事(四期)
9	桑名建設事務所	427-09296	平成27年度 防災安全・地第17A-65分0003号 主要地方道南濃北勢線 災害防除施設(落石対策)工事
10	四日市建設事務所	427-04007	平成27年度 国補道改・地連国第1一分0013号 一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(潤田高架橋下部工)工事その4
11	北勢水道事務所	424-11988	平成24年度 二期改良第2000一分0009号 野代導水ポンプ所耐震補強工事
12	廃棄物適正処理PT	425-05541	平成25年度 環境修復事業第205-2分0004号 桑名市源十郎新田事案 支障除去対策工事
13	廃棄物適正処理PT	425-03111	平成25年度 環境修復事業第205-1分0006号 桑名市五反田事案 恒久対策(分-3)工事

イ 「国土交通省の工事成績」の場合

(ア) 国土交通省中部地方整備局又は国土交通省近畿地方整備局が平成29年度に公表した工事成績評定平均点(港湾空港関係除く)を加算点申告書(様式1)の【申告工事成績点】欄に記載してください。

ウ 「総合点」の場合

(ア) 入札公告日において最新の「三重県建設工事等入札参加資格者名簿」に記載された総合点(経営事項評価点数+技術等評価点数)を加算点申告書(様式1)の【総合点】欄に記載してください。

エ 加算点申告書(様式1)及び様式2には、ア、イ、ウのいずれかを記載してください。

(10) 品質マネジメントシステムの認証(ISO9000S)

ア 認証機関の登録証等の写しを提出してください。

イ 入札参加者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料も提出してください。

(11) 労働安全衛生マネジメントシステムの認証

ア 認証機関の評価証、適合証明書等の写し又は労働安全衛生法第88条の規定による届出をする事業者のうち労働基準監督署長の認定を受けた認定事業者については認定がわかる資料の写しを提出してください。

イ 入札参加者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、

付属書などの認証範囲が分かる資料も提出してください。

(12) 受注工事高

- ア 対象となる工事の工事名称、当初契約の工期、当初契約金額などを様式2に記載してください。
- (ア) 単年度契約工事の当初契約金額は、当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までに当初契約を締結した土木一式工事の元請としての契約金額とします。
- (イ) 複数年契約工事の当初契約金額は、当初契約工期が当該年度の4月1日から当該工事の入札公告日までの期間を一部でも含む土木一式工事の元請として、当初契約金額を当初契約における全体工期日数と当該年度分の工期日数の割合に応じた額とします。
- (ウ) J V工事の場合は、(ア) 又は (イ) の額に出資比率を乗じた額とします。
- イ 土木一式工事にかかる1級技術者数を様式2の【当該業種にかかる1級技術者数】欄に記載してください。
- (ア) 土木一式工事にかかる1級技術者数は、三重県建設工事等入札参加資格者名簿に記載された土木一式工事にかかる1級技術者数とします。
- (イ) 入札公告日時点で、上記名簿に記載されている1級技術者数を下回った場合は、現況の1級技術者数を記載してください。
- ウ 様式2で自動計算される「受注工事高」を加算点申告書(様式1)の【受注工事高】欄に記載してください。
- エ コリNZで記載内容の確認ができない場合は、契約書の写しなど提出してください。

4 技術者の能力(様式3)

(1) 技術者の能力に関する共通事項

- ア 配置予定技術者の氏名を様式3の【配置予定技術者の氏名】欄に記載してください。
- イ 「配置予定技術者の工事实績」、「資格保有状況」及び「CPDの取組実績」の全てを有しない場合でも、配置予定技術者の氏名を記載してください。ただし、設定のない項目は除きます。
- ウ 技術資料の評価項目における「評価対象工事」は、入札公告における競争参加資格の「同種工事」とは異なりますので、注意してください。
- エ 配置予定技術者を複数届出する場合は、様式3を複写して技術者毎に記載してください。
- オ 配置予定技術者を複数届出する場合は、「配置予定技術者の工事实績」、「資格保有状況」及び「CPDの取組実績」の加算点合計が最も低い技術者を評価します。ただし、設定のない項目を除きます。

(2) 配置予定技術者の工事实績

- ア 評価対象工事の「コリNZ登録番号」及び「工事名称」を様式3に記載してください。
- イ 評価対象工事のコリNZの写しを提出してください。
- ウ コリNZの写しで評価対象工事であることが確認できない場合は、契約書の写しなど工事内容が確認できる資料も提出してください。
- エ 現場代理人の実績を申請する場合は、「全工事期間中、工事に従事していたこと」、「その工事の主任(監理)技術者に求められていた資格」、「その工事の受注時点での資格」を確認しますので、以下の資料を提出してください。
- (ア) 全工事期間中、その工事に従事していたことがわかる資料(コリNZの写し等)
- (イ) 発注機関が契約時にその工事で主任(監理)技術者として求めている資格がわかる資料(公告の写し、特記仕様書等)
- (ウ) その工事の受注時点での資格がわかる資料

- ・国家資格（１級・２級等）の場合は、国家資格の写し
 - ・実務経験の場合は、最終学歴及び実務経験年数が確認できる資料（卒業証明書及び建設業許可申請・経営事項審査申請時に提出した実務経験証明書等）
 なお、上記申請時に実務経験証明書を提出していない場合は、別途「実務経験証明書」を作成して提出してください。
- オ 余裕期間制度の対象工事は、契約書の写し等の余裕期間制度の実工期がわかる資料も合わせて提出してください。
- (3) 配置予定技術者のCPD（継続学習制度）取組実績**
- ア 認定団体が設定している１年間の推奨単位を様式３の【推奨単位数】欄に記載してください。
- イ 年度毎に取得単位を様式３の【取得単位数】欄に記載してください。
- ウ 認定団体が発行した、年度毎の取得単位が確認できる学習履歴証明書等の写しを提出してください。

5 技術提案（様式４－１、４－２）

(1) 評価方法

- ア 発注者が示す３項目の提案項目毎に、当該工事への適合性の観点から評価します。
- イ 各提案項目を評価基準に基づいて採点し、その合計を１テーマの加算点とします。
- ウ 記述がない提案項目は、評価基準の最下位の評価とします。
- エ 提案項目が公告した内容と異なっていた場合、その項目は、評価基準の最下位の評価とします。
- オ 技術提案は、工事を行ううえでの留意点の記述を求めるものであり、具体的に実施する対策等を記述する必要はありません。対策等を記述しても、その部分は評価の対象としません。

(2) 記述方法

- ア 提案項目１～３について、工事を行ううえでの留意点等を様式４－１の【提案内容】欄にそれぞれ記述してください。ただし、提案項目１の③「工程表」は、様式４－２に記述してください。
- イ 様式４－１に記述する文字数の合計は、最大９００字程度を目安に１ページで記述してください。評価は１ページについてのみ行います。
- ウ 様式４－１は、必要に応じて提案項目を区分する罫線を移動することは可能とします。ただし、テーマ及び評価基準、提案項目１～３の欄は加筆、修正、削除しないでください。
- エ 様式４－２は、工種毎のおおよその施工期間を示した工程表を記述してください。ただし、発注者の示した工種は、加筆、修正、削除しないでください。また、行、列の追加、削除もしないで、１ページで記述してください。評価は１ページについてのみ行います。

(3) 技術提案の取り扱い

- ア 技術提案の内容は、現場着手前打合せ時等に受発注者で確認を行い、施工中においても必要に応じ確認・調整等を行うものとします。

(4) 評価結果の情報提供

- ア 落札決定後に入札参加者は、自社分の特記課題の項目毎の評価結果を発注者に情報提供を求めることができます。ただし、その者が落札決定時に競争参加資格がないと認められた場合は、情報提供しません。
- イ 情報提供を求める場合は、落札決定後に入札公告に添付の「技術提案評価結果の情報提供申請書」を当該工事の発注機関の窓口へ提出してください。

6 総合評価方式の不履行による加算点の減点

(1) 評価方法

ア 当該工事の入札に参加しようとする者が特定建設工事共同企業体の場合に構成員が不履行工事を有する場合は、不履行工事の合計を特定建設工事共同企業体の不履行工事件数とします。

(2) 記述方法

ア 加算点申告書（様式1）の【総合評価方式の不履行による加算点の減点】欄に不履行工事件数を記載してください。

8 経常建設共同企業体

それぞれに定めるもののほか、経常建設共同企業体にかかる事項は、次のとおりとします。

(1) 評価方法

ア 本店等所在地は、経常建設共同企業体入札参加資格審査の「企業体の所在地」を評価します。

イ 次の評価項目は、構成員毎に評価した「自己加算点」の平均値（小数第2位切り上げ）を経常建設共同企業体の評価とします。

- (ア) 施工箇所地域における工事实績
- (イ) 地域維持型維持修繕業務委託（雪氷業務）元請実績
- (ウ) 地域維持型維持修繕業務委託（小規模業務）元請実績
- (エ) 公共施設美化活動実績
- (オ) 災害協定の評価
- (カ) 次世代育成支援活動実績
- (キ) 男女共同参画活動実績
- (ク) 障がい者雇用実績
- (ケ) 環境マネジメントシステムの認証
- (コ) 企業の工事实績
- (サ) 工事成績
- (シ) 品質マネジメントシステムの認証
- (ス) 労働安全衛生マネジメントシステムの認証
- (セ) 受注工事高
- (ソ) 配置予定技術者の工事实績
- (タ) 配置予定技術者の資格保有状況
- (チ) 配置予定技術者のCPD取組実績

ウ 総合評価方式の不履行による加算点の減点は、各構成員が有する不履行工事の合計を経常建設共同企業体の不履行件数とします。

エ 「経常建設共同企業体の評価」の合計は、小数以下切り捨てとします。

(2) 記述方法

ア 構成員毎に様式2、様式3を作成してください。

イ 不履行工事を有する場合は、不履行工事件数を加算点申告書（様式1）の【総合評価方式の不履行による加算点の減点】欄に構成員毎に記載してください。

就 業 規 則

株式会社 ○○○○

入札参加者の会社名がわかるようにしてください。



労働基準監督署の受付印がわかるようにしてください。

就業規則

第1章 総則

・
・
・

第〇章 休暇 等

(育児休業等)

第〇条 従業員は、1歳に満たない子を養育するため必要があるときは、会社に申し出て育児休業をすることができる。

2 育児休業制度の適用を受ける事ができる従業員の範囲その他必要な事項については「育児休業などに関する規則」で定める。

・
・
・

・育児休業の具体的な内容が規則や規定などに定めている場合は、規則や規定も提出してください。

育児・介護休業等規定

入札参加者の会社名がわかるようにしてください。

株式会社 ○○○○



労働基準監督署の受付印がわかるようにしてください。

育児・介護休業等に関する規則

第1章 目的

(目的)

第1条

本規則は、従業員の育児・介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

.....

第2章 育児休業制度

(育児休業の対象者)

第2条

- 1 育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。
- 2 育児休業中の従業員又は配偶者が育児休業中の従業員は、次の事情がある場合に限り、子の1歳の誕生日から1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、.....
 - (1).....
 - (2).....

(育児休業の申出の手続等)

第3条

- 1 育児休業をすることを希望する従業員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第2項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書（社内様式1）を人事部労務課に提出することにより申し出るものとする。

なお、.....
- 2 申出は.....
- 3

(育児休業の申出の撤回等)

第4条

- 1 申出者は、.....

(育児休業の期間等)

第5条

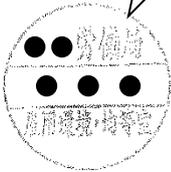
- 1 育児休業の期間は、原則として、.....
- 2

「女性活躍推進法」又は「次世代法・女性活躍推進法一体型」を評価します。

労働局の受付印の日付がわかるようにしてください。

様式第1号(省令第一 条関係) (第一面) **女性活躍推進法**
(日本工業規格A列4番)

一般事業主行動計画策定・変更届
届出年月日 平成29年 4月 1日

都道府県労働局 殿


(ふりがな) かぶしきがいしゃ えい
一般事業主の氏名又は名称 株式会社A
(ふりがな) まるまるまるまる
(法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役 ○○○○ 印

住 所 〒514-○○○○
三重県津市○○○
電 話 番 号 △△△-△△△△-△△△△

一般事業主行動計画を (策定・変更) したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数
 男性労働者の数
 女性労働者の数

女性活躍推進法であることを確認してください

2. 一般事業主行動計画を (策定・変更) した日 平成29年 4月 1日

3. 変更した場合の変更内容
 ① 一般事業主行動計画の計画期間
 ② 目標又は女性活躍推進対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
 ③ その他

4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成29年 4月 1日 ~ 平成31年 3月 31日

5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
 ① 事業所内の見やすい場所への掲示
 ② 書面の交付

入札公告日(指名通知日)が、労働局の受付印の日付以降かつ計画期間に含まれている場合に評価します。

6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 ① インターネットの利用(自社のホームページ、女性活躍・両立支援総合サイト、その他
())
 ② その他の公表方法
()

7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
 ① インターネットの利用(自社のホームページ、女性活躍・両立支援総合サイト、その他
())
 ② その他の公表方法
()

8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
 (1) 基礎項目の状況把握・分析の実施 (済)
 (2) 選択項目の状況把握・分析の実施(把握した場合、その代表的なもののみを記載)
 (各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合)

一般事業主行動計画の担当部署名 ○○○○部
(ふりがな) まるまるまるまる
担当者の氏名 ○○○○

(別紙3) 障がい者雇用実績 確認資料

様式第6号 (第4条関係) (表面)

(日本工業規格A列4)

平成 年 月 日現在

障 害 者 雇 用 状 況 報 告 書 事業主控

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

A 事業主	(ふりがな) 法人名称 (ふりがな) 氏名又は代表者氏名	住所 〒 (TEL)	① 事業の種類 ② 事業所の数	公共職業安定所 殿			
B 雇用の状況	区 分	合 計	C 事業所別の内訳				
	③ 適用事業所番号						
	④ 事業所の名称						
	⑤ 事業所の所在地						
	⑥ 事業の内容						
	⑦ 除外率		%	%	%	%	%
	⑧ 常用雇用労働者の数						
	(1) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人
	(2) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
	(3) 常用雇用労働者の数 (1)+(2)×0.5	人	人	人	人	人	人
	(4) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人
	⑨ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数						
	(1) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人
	(2) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人	人	人
	(3) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人
(4) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	
(5) 身体障害者の数 (3)+(4)+(1)+(2)×0.5	人	人	人	人	人	人	
(6) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	
(7) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	
(8) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	
(9) 知的障害者の数 (8)+(6)+(7)+(1)+(2)×0.5	人	人	人	人	人	人	
(10) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	
(11) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	
(12) 精神障害者の数 (11)+(10)×0.5	人	人	人	人	人	人	
⑩ 計 (⑧の(1)+⑧の(3)+⑨の(1))	人	人	人	人	人	人	
⑪ 実雇用率 (⑩/⑧)×100		%					
⑫ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 (⑧の(2))×法定雇用率⑪							
D 障害者雇用推進者	役職名	氏名	E 記入担当者	所属部署名	氏名		

公共職業安定所の受付印がわかるようにしてください。



法定雇用を満足していることが確認できること。

地震・津波・風水害等の緊急時における調査・災害応急工事に関する協定
活動証明書

平成〇〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社 様

協定締結者

住所

団体名

代表者

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施した「地震・津波・風水害等の緊急時における調査・災害応急工事に関する協定」第7条第1項第2号に定める四日市港管理組合との緊急時連絡応援体制ネットワーク図を使用した訓練に参加したことを証明します。

記 入 例

加 入 証 明 書

〇 〇 建 設 様

上記の者は平成〇〇年〇〇月〇〇日において、下記の防災協定に関する災害
応急活動等に従事するものであることを証明します。

記

- 1、協定の名称
〇〇等における防災協定

平成22年 〇月 〇日

団 体 名
代 表 者 名 印